

Ⅲ 警察官の教育・訓練

1 採用時における教育・訓練

警察官に採用されると、警察官に必要とされる基礎的な知識・技能を警察学校で学び、卒業後は、警察署に配置され、交番等における勤務を通じた実習を行います。その後、警察学校に再入校し、より実践的な教育・訓練を受けます。卒業後、再び勤務を通じて実務を経験し、適正に職務執行できる能力を修得します。

点検



座学



術科(剣道)



2 職場における教育・訓練

警察署等では、警察官としての実務能力向上及び職務倫理の保持を目的とした教育を実施しています。また、あらゆる事案に対処し、力強い警察活動を推進するため、逮捕術、拳銃操法等の術科訓練や現場を想定した実践的な訓練を行っています。

交番における犯人制圧訓練



屋外における犯人制圧訓練



3 昇任時及び専門分野の教育・訓練

県警察学校の他、管区警察学校、警察大学校において、職員の幹部昇任時における必要な知識、技能の修得、捜査指揮全般に係わる想定訓練、各部門の実務に直結した捜査手法等、それぞれの職責を果たす上で必要な教育・訓練を計画的に行っています。